



生活のよりどころ

PLANT

第40期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年12月17日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
株式会社 P L A N T 本社 3階 大会議室

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

目次

第40期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	3
計算書類	20
監査報告	30
株主総会参考書類	33

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場を見合わせていただくこともご検討いただき、書面による事前の議決権行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【重要なお知らせ】

第40期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた株主総会における当社の対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(1) 株主様へのお願い

- ・ 今回の株主総会につきましては、株主様の健康と安全を第一に考え、健康状態に関わらず、**可能な限り株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願いいたします。**
- ・ 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、ご来場をお控えいただくことをお勧めいたします。
- ・ 議決権の行使につきましては、**書面による議決権行使が可能ですので、是非そちらのご利用もご検討くださいますようお願いいたします。**

(2) ご来場される株主様へのお願い

- ・ 会場入り口にて体温を確認させていただきます。**体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。**
- ・ ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用や、アルコール消毒液の使用等、感染防止のための措置にご協力ください。

(3) 当社の対応について

- ・ 当社役員及び運営スタッフは、原則マスク着用で対応させていただきます。
- ・ 受付や会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ 株主総会の議事は、例年より短縮して行う予定です。
- ・ 密集とならないよう、会場内の座席は間隔を空けて配置するため、座席数が例年より少なくなっております。**入場制限をさせていただきます場合もございますので、あらかじめご了承ください。**

なお、今後の状況により、株主総会の運営方法について変更等がある場合には、当社ウェブサイト (<https://www.plant-co.jp/>) にてご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

証券コード 7646
2021年11月26日

株 主 各 位

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

株式会社PLANT

代表取締役社長 三ッ田 佳 史

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月16日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
株式会社P L A N T本社 3階 大会議室
3. 目的事項
報告事項 第40期（2020年9月21日から2021年9月20日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.plant-co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(2020年9月21日から)  
(2021年9月20日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（自 2020年9月21日 至 2021年9月20日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による個人消費や企業活動の収縮、雇用環境の悪化等の影響が長期化する中、ワクチンの接種が進み、政府や地方自治体による経済対策等の効果から、回復の兆しが見られたものの、変異株ウイルスの急激な拡大により、一部地域において断続的な緊急事態宣言の発令や、まん延防止等重点措置の実施により先行きが不透明な状況が続いておりました。

小売業界におきましては、国内外における新型コロナウイルス感染症終息の見込みが依然不透明であることから、商品の調達や消費への影響は、今後さらに長期化することが懸念されます。また、日本国内における人口減少により市場規模が縮小していく中で、業種業態を問わず企業間競争は熾烈を極めております。

このような状況のもと、当社は、収益力の強化を最重要課題とし、下記の施策に積極的に取り組んでまいりました。

#### a. 「新たな顧客の創造」（客数増）策として、

- ・ P B（プライベートブランド）商品開発の強化
- ・ 買い物環境改善のための売場改装、キャッシュレス対応
- ・ 新たな顧客サービスとしてEC販売、ピックアップサービスの推進
- ・ 新業態の開発

#### b. 「粗利改善・経費削減」策として、

- ・ ロス対策の強化及びバイヤーの交渉力強化
- ・ 自動発注システムによる在庫適正化
- ・ 業務効率化による労働時間の削減

#### c. 「コロナ禍におけるスーパーセンターの使命」として、

- ・ 社会のインフラとして日常生活に必要な商品をワンストップで提供
- ・ 広大な店舗面積を活かして安心して買い物ができる環境の提供

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高は96,241百万円と前事業年度比0.1%増となりました。利益におきましては、営業利益は1,543百万円（前事業年度比12.1%増）、経常利益は1,656百万円（前事業年度比11.4%増）、当期純利益は1,155百万円（前事業年度比10.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額（リース資産を含む）は、1,588百万円でありま  
す。

その主なものは、2020年10月新規出店の黒部店に伴うものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                | 第 37 期<br>(2018年 9月期) | 第 38 期<br>(2019年 9月期) | 第 39 期<br>(2020年 9月期) | 第 40 期<br>(当事業年度)<br>(2021年 9月期) |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                        | 88,804                | 92,146                | 96,110                | 96,241                           |
| 経 常 利 益 (百万円)                      | 1,276                 | 30                    | 1,486                 | 1,656                            |
| 当 期 純 利 益<br>(△は純損失) (百万円)         | 2,795                 | △3,903                | 1,044                 | 1,155                            |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益<br>(△は純損失) (円) | 345.55                | △482.69               | 129.81                | 143.82                           |
| 総 資 産 (百万円)                        | 38,259                | 40,544                | 42,612                | 41,710                           |
| 純 資 産 (百万円)                        | 17,884                | 13,643                | 14,693                | 15,662                           |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                | 2,210.76              | 1,687.58              | 1,828.92              | 1,949.54                         |

(注) 1株当たり当期純利益(△は純損失)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 対処すべき課題

小売業界におきましては、国内外における新型コロナウイルス感染症終息の見込みが不透明であることから、商品調達や消費への影響は、今後さらに長期化することが懸念されます。また、日本国内における人口減少により市場規模が縮小していく中で、業種業態を問わず企業間競争は熾烈を極めております。

こうした状況のもと、当社は、最重要経営課題を「収益力向上」と考えており、下記の施策に積極的に取り組んでまいります。

#### ①改装の実施

既存店活性化により客数・売上増を図るため、ワクワク感が感じられる売場を目指し改装を実施します。

#### ②P B 商品開発強化

当社にしかない価値あるPB商品を開発し、目的来店性、粗利率アップを図ります。

#### ③R－9（R=Revolution 人件費9億円削減）

人口減による人手不足・労働単価上昇への対応として機械化等を推進し業務の合理化を図ります。

### (4) 主要な事業内容（2021年9月20日現在）

当社は、衣食住のあらゆる部門にわたり網羅的に生活必需品を取扱うスーパーセンターを中心に、地域密着型の営業展開を行っております。

(5) 主要な事業所 (2021年9月20日現在)

- ① 本社  
福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
- ② 営業所

| 名                      | 称       | 所 在 地       |
|------------------------|---------|-------------|
| スーパ－センタ－ P L A N T - 2 | 坂 井 店   | 福井県坂井市      |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 2 | 上 中 店   | 福井県三方上中郡若狭町 |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 3 | 津 幡 店   | 石川県河北郡津幡町   |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 3 | 川 北 店   | 石川県能美郡川北町   |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 3 | 滑 川 店   | 富山県滑川市      |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 3 | 清 水 店   | 福井県福井市      |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 3 | 福 知 山 店 | 京都府福知山市     |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 4 | 聖 籠 店   | 新潟県北蒲原郡聖籠町  |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 5 | 見 附 店   | 新潟県見附市      |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 5 | 境 港 店   | 鳥取県境港市      |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 5 | 横 越 店   | 新潟県新潟市江南区   |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 5 | 大 玉 店   | 福島県安達郡大玉村   |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 5 | 鏡 野 店   | 岡山県苫田郡鏡野町   |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 5 | 刈 羽 店   | 新潟県刈羽郡刈羽村   |
| スーパ－センタ－ P L A N T - 6 | 瑞 穂 店   | 岐阜県瑞穂市      |
| スーパ－センタ－ P L A N T     | 志 摩 店   | 三重県志摩市      |
| スーパ－センタ－ P L A N T     | 善 通 寺 店 | 香川県善通寺市     |
| スーパ－センタ－ P L A N T     | 淡 路 店   | 兵庫県淡路市      |
| スーパ－センタ－ P L A N T     | 斐 川 店   | 島根県出雲市      |

| 名 称                            | 所 在 地   |
|--------------------------------|---------|
| スーパースーパーセンター P L A N T 伊 賀 店   | 三重県伊賀市  |
| スーパースーパーセンター P L A N T 高 島 店   | 滋賀県高島市  |
| スーパースーパーセンター P L A N T 木 津 川 店 | 京都府木津川市 |
| スーパースーパーセンター P L A N T 出 雲 店   | 島根県出雲市  |
| スーパースーパーセンター P L A N T 黒 部 店   | 富山県黒部市  |
| JJ Plus !                      | 福井県坂井市  |

(注) 2020年10月8日付で、スーパーセンターP L A N T黒部店を開店しました。  
2020年12月16日付で、JJ Plus !を開店しました。  
2021年1月20日付で、ジョイフルストアーみった みゆき店を閉店しました。

#### (6) 従業員の状況 (2021年9月20日現在)

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 725名    | 9名増       | 43.7歳   | 12.6年       |

(注) 上記従業員数には、パートタイマー2,907名及びアルバイト1,055名は含まれておりません。

#### (7) 主要な借入先の状況 (2021年9月20日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 金 額  |
|-------------------------|----------|
| 株 式 会 社 福 井 銀 行         | 3,904百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 2,579    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 720      |
| 株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行     | 640      |
| 株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行     | 385      |

## 2. 株式の状況（2021年9月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,120,000株  
(2) 発行済株式の総数 8,090,000株  
(3) 株主数 9,931名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------|------------|---------|
| 有 限 会 社 ワ イ ・ テ ィ ・ エ ー | 2,024,200株 | 25.2%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 503,900    | 6.3     |
| P L A N T 従 業 員 持 株 会   | 394,800    | 4.9     |
| 三 ツ 田 勝 規               | 330,200    | 4.1     |
| 三 ツ 田 佳 史               | 218,000    | 2.7     |
| 三 ツ 田 泰 二               | 218,000    | 2.7     |
| 伊 藤 昭                   | 210,000    | 2.6     |
| 三 ツ 田 美 代 子             | 200,000    | 2.5     |
| 浅 野 守 太 郎               | 180,000    | 2.2     |
| 畠 明 代                   | 144,000    | 1.8     |

（注）持株比率は自己株式（56,280株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年9月20日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                            |
|-----------|---------|-----------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 三ッ田 佳 史 |                                         |
| 代表取締役副社長  | 三ッ田 泰 二 |                                         |
| 専務取締役     | 山 田 准 司 |                                         |
| 取 締 役     | 市 橋 信 孝 | 株式会社ユアーズホテルフクイ<br>代表取締役社長               |
| 取 締 役     | 中 里 弘 穂 | 有限会社キャリアデザイン代表取締役<br>福井県立大学地域経済研究所客員研究員 |
| 常 勤 監 査 役 | 塩 田 直 彦 |                                         |
| 監 査 役     | 西 川 承   | 西川公認会計士事務所 所長                           |
| 監 査 役     | 白 崎 利 宗 | 白崎税理士事務所 所長                             |

- (注) 1. 取締役のうち市橋信孝氏及び中里弘穂氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち西川 承氏及び白崎利宗氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役西川 承氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役白崎利宗氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役市橋信孝氏、取締役中里弘穂氏、監査役西川 承氏及び監査役白崎利宗氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。  
 6. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

| 氏 名     | 異 動 前               | 異 動 後     | 異 動 年 月 日  |
|---------|---------------------|-----------|------------|
| 三ッ田 泰 二 | 代表取締役副社長<br>商品本部 部長 | 代表取締役副社長  | 2020年9月21日 |
| 山 田 准 司 | 専務取締役管理本部長          | 専 務 取 締 役 | 2020年9月21日 |

## (2) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

市橋信孝氏は、株式会社コアーズホテルフクイ代表取締役社長を兼務しており、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

中里弘穂氏は、有限会社キャリアデザイン代表取締役及び福井県立大学地域経済研究所客員研究員を兼務しており、当社と同社及び同大学との間には特別の利害関係はありません。

西川 承氏は、西川公認会計士事務所所長を兼務しており、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。

白崎利宗氏は、白崎税理士事務所所長を兼務しており、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。

## (3) 社外役員の当該事業年度における活動状況

| 氏 名     | 地 位       | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                             |
|---------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市 橋 信 孝 | 社 外 取 締 役 | 他社での企業経営経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待しており、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、金融及びサービス業界等幅広い分野での勤務並びに会社経営者としての実績に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。               |
| 中 里 弘 穂 | 社 外 取 締 役 | 当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上のために有用な助言をいただけるものと期待しており、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、社員教育のコンサルタントとして、また、大学客員研究員としての見識をもって、審議に関して必要な発言を適宜行っております。 |
| 西 川 承   | 社 外 監 査 役 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、西川公認会計士事務所所長としての経験等に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。                                              |
| 白 崎 利 宗 | 社 外 監 査 役 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、白崎税理士事務所所長としての経験等に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。                                                |

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

## (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその業務遂行のために行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されるものとなります。

ただし、犯罪行為や被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害等は填補されない等の免責事項があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

## (6) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年12月18日開催の取締役会において、任意の指名報酬委員会（社内取締役1名、社外取締役2名で構成）の答申を踏まえ、下記の通り役員報酬方針等を決議しております。

#### a. 役員報酬の基本的な考え方

- ・業績や企業価値との連動を重視し、株主と価値を共有する。
- ・中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高める制度
- ・社外取締役を含めた指名報酬委員会の審議を経ることで、報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保

#### b. 報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容および経営環境における各種ファンダメンタルズを考慮しながら、同業（小売業）・同規模（売上高、時価総額等にて選定）他業種の企業における役員報酬水準を参考に決定する。

#### c. 報酬構成

##### ア. 取締役

| 短期（事業年度ごと） |                        | 中長期（2～5年） |    |
|------------|------------------------|-----------|----|
| 固定報酬       |                        | 業績連動報酬    |    |
| 基本部分       | 業績連動部分<br>（前事業年度業績を基準） | —         | 株式 |
| 金銭         |                        |           |    |

取締役の報酬は、職責の大きさに応じた役位ごとの基本部分と前事業年度の業績（経常利益額）を基準とした役位ごとの業績連動部分とで構成される固定報酬（月

例金銭報酬)、中長期のインセンティブ報酬として経営指標等に基づく業績連動報酬(株式報酬)で構成される。 ※2016年より株式報酬を導入

イ. 社外取締役及び監査役

| 短期 (事業年度ごと) | 中長期 (2～5年) |   |
|-------------|------------|---|
| 固定報酬        | 業績連動報酬     |   |
| 金銭          | —          | — |

社外取締役および監査役の報酬は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、固定報酬(月例金銭報酬)のみとする。

ウ. 執行役員

| 短期 (事業年度ごと) | 中長期 (2～5年) |    |
|-------------|------------|----|
| 固定報酬        | 業績連動報酬     |    |
| 金銭          | 金銭         | 株式 |

執行役員の報酬は、職責の大きさに応じた役位ごとの固定報酬(月例金銭報酬)、事業年度ごとの業績を基準とした業績連動報酬(決算賞与・金銭)、中長期のインセンティブ報酬として経営指標等に基づく業績連動報酬(株式報酬)で構成される。

※2022年より株式報酬を導入予定

d. 報酬決定プロセス

- ア. 社内取締役の協議に基づき報酬(案)を策定
- イ. 指名報酬委員会へ報酬(案)を諮問
- ウ. 取締役会にて報酬(案)を検討・決議(社長一任)
- エ. 社長が指名報酬委員会からの答申内容を尊重のうえ報酬を最終決定

e. 報酬ガバナンス

当社は取締役および執行役員の報酬決定に関する手続きの客観性および透明性を確保すること等を目的として、委員長および過半数を独立社外取締役で構成する(任意)指名報酬委員会を設置しております。(2020年11月10日設置)

取締役および執行役員の報酬額については、指名報酬委員会で審議を行い、取締役会より一任された代表取締役社長三ツ田佳史が、指名報酬委員会からの答申内容を尊重のうえ、個人別の報酬額を決定しております。委任している理由は、当社の業績を俯瞰しつつ、取締役および執行役員の担当部門や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

監査役の報酬額は、監査役の協議において決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分       | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|           |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役       | 107             | 94               | -           | 13         | 5                     |
| (うち社外取締役) | (4)             | (4)              | (-)         | (-)        | (2)                   |
| 監査役       | 12              | 12               | -           | -          | 4                     |
| (うち社外監査役) | (5)             | (5)              | (-)         | (-)        | (2)                   |
| 合 計       | 119             | 106              | -           | 13         | 9                     |
| (うち社外役員)  | (9)             | (9)              | (-)         | (-)        | (4)                   |

- (注) 1. 上記には、2020年12月18日をもって任期満了により退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1997年12月19日開催の第16期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1997年12月19日開催の第16期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
4. 非金銭報酬等の額は、2016年12月19日開催の第35期定時株主総会において承認され当事業年度に計上した譲渡制限付株式の割当ての為の株式報酬の費用13百万円であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

|                          | 支 払 額 |
|--------------------------|-------|
| 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬     | 28百万円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

- (注) 1. 当社は会社法に基づく監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分することが困難なため、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に監査の遂行に支障を来す事由が生じたと認められる場合又は当社に監査契約を継続しがたい合理的な事由が生じた場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(内部統制システム構築に関する基本方針)

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が「法令」及び「定款」に適合することを確保するための体制

当社は、企業の「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令や社会規範の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、総務部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に、総務部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理保存する。

監査役及び内部監査室は連携して、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」並びに関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制**

代表取締役は経営戦略室長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門の担当取締役と共に、カテゴリ毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」・「販売管理規程」・「安全衛生委員会に関する規則」等に加え、必要な「リスク管理規程」・「食品衛生管理規程」を制定している。

特に、「リスク管理規程」の中で設置した「中央リスク管理委員会」（委員長は経営戦略室長が兼務する）では、当社として可能性のある、経済状況、価格競争、商品調達力、法的規制、市場リスク、重要訴訟、災害、環境及び情報管理等のリスクを、リスク毎に対応部門を定め、各部門においてはリスク管理責任者の指示の下、リスク管理のために必要かつ適正な体制（「マニュアル」や「ガイドライン」等）を整備している。万が一、上記各リスクが発生した場合には、「中央リスク管理委員会」の委員長の指揮監督の下、それぞれの対応部門のリスク管理責任者は直ちに、損害の発生を最小限に止めるための必要かつ適正な対応を取ることにした。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、総務部担当取締役を、取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析と、その改善を図っていく。

### **(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

内部監査室は、監査役から「監査役監査基準」に基づく監査役職務の補助要請を受けた際、監査役との協議により、要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。この場合、当該内部監査室員は、監査役の指揮命令に基づき内部監査を実施するものとし、取締役の指示命令系統から外れる。

**(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役及び使用人は、次の事項を「法令」及び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき、監査役に報告するものとする。

- ① 当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ② 不正行為や重要な法令並びに定款に対する違反行為を認知した事項
- ③ 取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
- ④ 重要な各部門の月次報告、重要な会計方針・会計基準及びその変更事項
- ⑤ 内部監査の実施状況、その他必要な各部門の重要事項

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は内部監査室及び顧問弁護士・会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

**(7) 前記(6)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定している。

**(8) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## **(9) 財務報告の適正性を確保するための体制**

当社は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価すると共に維持・改善を図る。

## **(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には、役員及び従業員も一体となって組織的に対応する。もって不当要求を毅然たる態度で拒絶すると共に、当社の持続的な健全経営を確保する。

その整備状況として「企業の行動規範」に反社会的勢力の排除、「従業員のコンプライアンス・マニュアル」に反社会的行為への関与の禁止等を規定化している。また、総務部を主幹部署とし、各種情報収集、社内各部門からの対応の指導、警察及び顧問弁護士等との連携等を行う。

## **7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

### **(1) 取締役の職務執行**

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、法令及び定款に定められた事項及びその他経営に関する重要事項の決議を行うと共に、月次での業績分析や評価を行っております。また社外取締役を2名選任しており、取締役会における議論に積極的に参加し得る環境づくりの観点から、情報交換と認識共有を図るため、独立社外役員である社外監査役等との情報交換会を定期的に開催しております。

### **(2) 監査役の職務執行**

社外監査役2名を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施すると共に、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役相互による意見交換等が行われております。

### (3) 内部監査の実施

内部監査年度計画書に基づき、当社の内部監査を実施しております。当事業年度において各店舗、本部各部署に対し1回以上の監査を行い、その結果について、随時代表取締役社長他及び常勤監査役に報告しております。

### (4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する内部監査年度計画書に基づき内部統制評価を実施しております。当事業年度においてもその監査結果について、代表取締役他及び常勤監査役に報告しております。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績動向・財務体質強化・新規出店資金等の設備資金確保とのバランスを総合的に考慮のうえ、経常利益を基準とした業績連動配当を基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、店舗の新設及び既存店舗の活性化等の設備資金として、有効活用してまいります。

なお、当事業年度に係る配当金は以下のとおりであります。

| 決議年月日                 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 2021年4月23日<br>取締役会決議  | 40              | 5               |
| 2021年10月22日<br>取締役会決議 | 128             | 16              |

なお、次期の配当金については、年間配当22円を予定しております。

# 貸借対照表

(2021年9月20日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| (資産の部)          |               | (負債の部)           |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>17,733</b> | <b>流動負債</b>      | <b>10,856</b> |
| 現金及び預金          | 8,031         | 電子記録債務           | 805           |
| 売掛金             | 1,719         | 買掛金              | 6,214         |
| リース投資資産         | 29            | 1年内返済予定の長期借入金    | 673           |
| 商貯蔵品            | 7,332         | リース債務            | 512           |
| その他の            | 24            | 未払費用             | 502           |
|                 | 596           | 未払法人税等           | 1,105         |
| <b>固定資産</b>     | <b>23,977</b> | 未払引当金            | 289           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>19,266</b> | 賞与引当金            | 425           |
| 建物              | 24,175        | その他              | 327           |
| 構築物             | 3,763         | <b>固定負債</b>      | <b>15,192</b> |
| 機械及び装置          | 264           | 長期借入金            | 8,274         |
| 車両運搬具           | 84            | リース債務            | 1,547         |
| 工具器具備品          | 1,509         | 退職給付引当金          | 1,653         |
| 土地              | 5,327         | 長期未払金            | 104           |
| リース資産           | 3,710         | 長期預り敷金保証金        | 348           |
| 建設仮勘定           | 5             | 資産除去債務           | 3,263         |
| 減価償却累計額         | △19,575       | <b>負債合計</b>      | <b>26,048</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,441</b>  | (純資産の部)          |               |
| 借地権             | 1,241         | 株主資本             | 15,674        |
| ソフトウェア          | 142           | 資本金              | 1,425         |
| リース資産           | 49            | 資本剰余金            | 1,585         |
| その他             | 7             | 資本準備金            | 1,585         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,269</b>  | 利益剰余金            | 12,663        |
| 投資有価証券          | 28            | 利益準備金            | 257           |
| リース投資資産         | 169           | その他利益剰余金         | 12,406        |
| 長期前払費用          | 79            | 固定資産圧縮積立金        | 1,709         |
| 繰延税金資産          | 495           | 別途積立金            | 3,141         |
| 敷金及び保証金         | 2,473         | 繰越利益剰余金          | 7,555         |
| その他             | 23            | <b>自己株式</b>      | <b>△0</b>     |
|                 |               | 評価・換算差額等         | △12           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金     | △12           |
| <b>資産合計</b>     | <b>41,710</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>15,662</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>41,710</b> |

# 損益計算書

(2020年9月21日から  
2021年9月20日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    | 金 額           |
|-------------------------|--------|---------------|
| 売 上 高                   | 95,863 |               |
| 商 品 売 上 原 価             | 378    | 96,241        |
| 不 動 産 賃 貸 収 入           |        |               |
| 売 上 原 価                 | 75,740 |               |
| 商 品 売 上 原 価             | 69     | 75,809        |
| 不 動 産 賃 貸 原 価           |        |               |
| 売 上 総 利 益               |        | <b>20,431</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | <b>18,887</b> |
| 営 業 利 益                 |        | <b>1,543</b>  |
| 営 業 外 収 益               |        |               |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 8      |               |
| 受 取 手 数 料               | 136    |               |
| 助 成 金 収 入               | 20     |               |
| 受 取 保 険 金               | 10     |               |
| 協 賛 金 収 入               | 56     |               |
| そ の 他                   | 26     | 260           |
| 営 業 外 費 用               |        |               |
| 支 払 利 息                 | 113    |               |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 18     |               |
| そ の 他                   | 16     | 148           |
| 経 常 利 益                 |        | <b>1,656</b>  |
| 特 別 利 益                 |        |               |
| 債 務 免 除 益               | 105    | 105           |
| 特 別 損 失                 |        |               |
| 減 損 損 失                 | 46     | 46            |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | <b>1,715</b>  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 429    |               |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 130    | 559           |
| 当 期 純 利 益               |        | <b>1,155</b>  |

## 株主資本等変動計算書

(2020年9月21日から  
2021年9月20日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |                   |                       |                                           |                  |                            |                            |        |        |             | 評価・<br>換算<br>差額等<br><br>その<br>他有<br>価証<br>価金<br>評<br>差<br>額 | 純資<br>産計<br>合 |             |
|-----------------------------|---------|-------------------|-----------------------|-------------------------------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|--------|--------|-------------|-------------------------------------------------------------|---------------|-------------|
|                             | 資本金     | 資本<br>剰<br>余<br>金 | 利 益 剰 余 金             |                                           |                  |                            |                            | 自<br>株 | 己<br>式 | 株<br>資<br>合 |                                                             |               | 主<br>本<br>計 |
|                             |         | 資本<br>準<br>備<br>金 | 利<br>益<br>準<br>備<br>金 | そ の 他 利 益 剰 余 金                           |                  |                            | 利<br>益<br>計<br>剰<br>余<br>金 |        |        |             |                                                             |               |             |
|                             |         |                   |                       | 固<br>定<br>資<br>産<br>圧<br>縮<br>積<br>立<br>金 | 別<br>途<br>積<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>剰<br>余<br>金 |                            |        |        |             |                                                             |               |             |
| 当 期 首 残 高                   | 1,425   | 1,585             | 257                   | 1,756                                     | 3,141            | 6,537                      | 11,693                     | △0     | 14,703 | △10         | 14,693                                                      |               |             |
| 当 期 変 動 額                   |         |                   |                       |                                           |                  |                            |                            |        |        |             |                                                             |               |             |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩            |         |                   |                       | △47                                       |                  | 47                         | -                          |        | -      |             | -                                                           |               |             |
| 剰余金の配当                      |         |                   |                       |                                           |                  | △184                       | △184                       |        | △184   |             | △184                                                        |               |             |
| 当期純利益                       |         |                   |                       |                                           |                  | 1,155                      | 1,155                      |        | 1,155  |             | 1,155                                                       |               |             |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） |         |                   |                       |                                           |                  |                            |                            |        |        | △1          | △1                                                          |               |             |
| 当期変動額合計                     | -       | -                 | -                     | △47                                       | -                | 1,017                      | 970                        | -      | 970    | △1          | 969                                                         |               |             |
| 当 期 末 残 高                   | 1,425   | 1,585             | 257                   | 1,709                                     | 3,141            | 7,555                      | 12,663                     | △0     | 15,674 | △12         | 15,662                                                      |               |             |

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～39年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

##### ④ 長期前払費用

均等償却

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度の計上はありません。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、過去の支給額を参考に実績を考慮して、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、発生年度の翌事業年度に一括費用処理することにしております。

過去勤務費用については、その発生事業年度で一括費用処理することにしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 19,266百万円

無形固定資産 1,441百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当事業年度において固定資産の減損の兆候を識別した資産グループについて見積した割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該グループの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、新店（開店日から期末日までの期間がごく短い店舗）は、出店時の事業計画と実績を比較し、減損の兆候があるか判定しております。

各資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる当社グループの事業計画等には、各事業の収益及び営業利益の予測については重要な仮定が含まれております。

これらの見積りに含まれている仮定に見直しが必要となるような経済環境等の重要な変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

|         |       |
|---------|-------|
| リース投資資産 | 82百万円 |
|---------|-------|

|   |       |
|---|-------|
| 計 | 82百万円 |
|---|-------|

###### ② 担保に係る債務

|           |       |
|-----------|-------|
| 長期預り敷金保証金 | 55百万円 |
|-----------|-------|

|   |       |
|---|-------|
| 計 | 55百万円 |
|---|-------|

##### (2) 財務制限条項

「長期借入金」のうち7,200百万円については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

(イ) 決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(ロ) 決算期の末日における損益計算書上の経常損益を2期連続で損失としないこと。

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途       | 種類  | 店舗等の数 |
|--------|----------|-----|-------|
| 福井県坂井市 | 店舗（外食形態） | 建物等 | 1     |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス、または継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に46百万円（建物25百万円、工具器具備品19百万円、その他1百万円）計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値を見積もった結果、現時点においてはマイナスであるため、使用価値を零として評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 発行済株式 |            |            |            |            |
| 普通株式  | 8,090,000株 | —          | —          | 8,090,000株 |
| 合 計   | 8,090,000株 | —          | —          | 8,090,000株 |
| 自己株式  |            |            |            |            |
| 普通株式  | 56,280株    | —          | —          | 56,280株    |
| 合 計   | 56,280株    | —          | —          | 56,280株    |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決 議                 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日   |
|---------------------|-------|--------|----------|------------|-------------|
| 2020年10月30日<br>取締役会 | 普通株式  | 144百万円 | 18円      | 2020年9月20日 | 2020年12月18日 |
| 決 議                 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日   |
| 2021年4月23日<br>取締役会  | 普通株式  | 40百万円  | 5円       | 2021年3月20日 | 2021年5月21日  |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決 議                 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日   |
|---------------------|-------|--------|----------|------------|-------------|
| 2021年10月22日<br>取締役会 | 普通株式  | 128百万円 | 16円      | 2021年9月20日 | 2021年12月20日 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|            |           |
|------------|-----------|
| 未払事業税      | 22百万円     |
| 退職給付引当金    | 503百万円    |
| 賞与引当金      | 129百万円    |
| 減価償却超過額    | 537百万円    |
| 資産除去債務     | 993百万円    |
| 減損損失       | 969百万円    |
| その他        | 157百万円    |
| 繰延税金資産小計   | 3,313百万円  |
| 評価性引当額     | △1,720百万円 |
| 繰延税金資産合計   | 1,592百万円  |
| 繰延税金負債     |           |
| 固定資産圧縮積立金  | 748百万円    |
| 建物（資産除去債務） | 349百万円    |
| 繰延税金負債合計   | 1,097百万円  |
| 繰延税金資産の純額  | 495百万円    |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃借に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて経理部でモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金には主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社では、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                           | 貸借対照表計上額 | 時 価      | 差 額  |
|---------------------------|----------|----------|------|
| 現 金 及 び 預 金               | 8,031百万円 | 8,031百万円 | －百万円 |
| 投 資 有 価 証 券               | 28       | 28       | －    |
| 敷 金 及 び 保 証 金             | 2,473    | 2,298    | △174 |
| 電 子 記 録 債 務               | 805      | 805      | －    |
| 買 掛 金                     | 6,214    | 6,214    | －    |
| 長 期 借 入 金<br>(1年内返済予定を含む) | 8,948    | 8,948    | 0    |

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

電子記録債務、買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

変動金利の長期借入金の時価については、短期間で変動するため帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,949.54円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 143.82円   |

10. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積について)

新型コロナウイルス感染症の終息には一定の期間を要すると考えられ、企業活動の抑制、雇用情勢の悪化等による景気後退が見込まれるものの、現時点での当社への影響は限定的であり、今後もその傾向が続くとの仮定に基づき、当社の固定資産の減損等の重要な会計上の見積りを行っております。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月9日

株 式 会 社    P L A N T  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
北 陸 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 枝 和 之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社P L A N Tの2020年9月21日から2021年9月20日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月21日から2021年9月20日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月12日

株式会社 P L A N T 監査役会

常勤監査役 塩 田 直 彦 ㊟

監 査 役 西 川 承 ㊟

監 査 役 白 崎 利 宗 ㊟

(注) 監査役西川 承及び監査役白崎利宗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして一部変更を行うものであります。

その他、条文の新設に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                              | 変更案                                        |
|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| (目 的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | (目 的)<br>第2条 (現行どおり)                       |
| (1) 百貨小売業<br><br>(新設)             | (1) 百貨小売業及び百貨卸売業                           |
| (新設)                              | <u>(2) 百貨小売業及び百貨卸売業に関連する商品の製造・加工業、輸出入業</u> |
| (2)~(6) (条文省略)                    | <u>(3) 飲食店の経営</u>                          |
| (新設)                              | (4)~(8) (現行どおり)                            |
| (新設)                              | <u>(9) 古物の販売</u>                           |
| (新設)                              | <u>(10) 貨物運送業及び倉庫業</u>                     |
| (新設)                              | <u>(11) 物品のレンタル業及びリース業</u>                 |
| (7)~(8) (条文省略)                    | <u>(12) 切手、はがき、収入印紙、商品券等の販売及び販売の代行</u>     |
|                                   | (13)~(14) (現行どおり)                          |

| 現行定款                     | 変更案                                       |
|--------------------------|-------------------------------------------|
| (新設)                     | (15) <u>前各号のインターネットによる通信販売等電子商取引</u>      |
| (新設)                     | (16) <u>フランチャイズチェーンの本部として加盟店の募集及び経営指導</u> |
| (9) <u>前各号に付随する一切の業務</u> | (17) <u>前各号に付随関連する一切の業務</u>               |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                     | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                             | <p>み っ た よ し ふ み<br/>三 ッ 田 佳 史<br/>(1968年4月7日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>&lt;取締役在任年数&gt;<br/>15年（本総会終結時）</p> | <p>1991年5月 当社入社</p> <p>1992年5月 当社取締役</p> <p>1996年9月 有限会社ワイ・ティ・エー代表取締役</p> <p>1999年12月 当社取締役辞任</p> <p>2003年7月 当社P L A N T－3滑川店店長</p> <p>2005年5月 当社P L A N T－6瑞穂店店長</p> <p>2006年12月 当社取締役P L A N T－6瑞穂店店長</p> <p>2007年6月 当社取締役店舗運営部西日本担当部長</p> <p>2008年3月 当社取締役商品部副統轄部長</p> <p>2011年5月 当社取締役商品本部ノンフーズ部長</p> <p>2011年10月 有限会社ワイ・ティ・エー取締役（現任）</p> <p>2015年9月 当社専務取締役経営企画室室長兼店舗運営本部長兼店舗運営部長</p> <p>2017年1月 当社専務取締役経営企画室室長兼店舗運営本部長</p> <p>2017年5月 当社代表取締役社長（現任）</p> | 218,000株       |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>入社後、当社の店舗、商品本部、店舗運営部門等に長きにわたって従事しており、大型店の店長や商品本部ノンフーズ部長、店舗運営本部長、経営企画室長等を歴任してきました。これらの経験を活かし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者とししました。</p> |                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |

| 候補者番号                                                                                                                   | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                       | みったたいじ<br>三ツ田 泰二<br>(1970年1月2日)<br><br>再任<br><br><取締役在任年数><br>28年(本総会終結時) | 1988年4月 株式会社まるまん入社<br>1993年5月 当社入社、取締役<br>1998年7月 当社取締役食品部長<br>2011年5月 当社取締役商品本部食品部長<br>2015年9月 当社常務取締役商品本部長兼食品部長<br>2016年9月 当社常務取締役商品本部長<br>2017年5月 当社取締役副社長商品本部長<br>2018年9月 当社取締役副社長<br>2019年9月 当社取締役副社長商品本部長<br>2019年12月 当社代表取締役副社長商品本部長<br>2020年9月 当社代表取締役副社長(現任) | 218,000株       |
| [取締役候補者とした理由]<br>入社後、当社の食品仕入部門に長きにわたって従事しており、食品部門のみならずノンフーズ部門を含む商品全般の仕入に関する経験を活かし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。 |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |
| 候補者番号                                                                                                                   | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
| 3                                                                                                                       | やまだじゅんじ<br>山田 准司<br>(1971年6月4日)<br><br>再任<br><br><取締役在任年数><br>6年(本総会終結時)  | 1994年4月 株式会社福井銀行入行<br>2009年6月 同行 営業グループ<br>2015年7月 同行 経営企画グループ<br>2015年10月 当社入社、経営企画室マネージャー<br>2015年12月 当社常務取締役経営企画室マネージャー<br>2017年5月 当社専務取締役経営企画室長<br>2018年9月 当社専務取締役<br>2019年12月 当社専務取締役管理本部長<br>2020年9月 当社専務取締役(現任)                                                | 22,000株        |
| [取締役候補者とした理由]<br>金融業界での営業・経営企画などの業務経験に基づく総合的な見識を活かし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。                               |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                              | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                  | いちはし のぶたか<br>市 橋 信 孝<br>(1954年8月29日)<br>再任 社外<br><社外取締役在任年数><br>6年(本総会終結時)                  | 1978年4月 株式会社平和相互銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行<br>2003年4月 福井順化商事株式会社入社、専務取締役<br>2005年5月 株式会社ユアーズホテルフクイ入社、取締役<br>2006年6月 同社 代表取締役社長(現任)<br>2015年12月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ユアーズホテルフクイ代表取締役社長                                                                                                                             | 一株             |
| [社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要]<br>金融業界での業務経験に基づく財務に関する専門的な見識並びにホテル業界での業務経験に基づくサービス業に関する専門的な見識をもって、中長期的な視点から当社の経営に対し様々なご意見を数多く頂戴しており、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上に寄与いただいております。今後も、他社での企業経営経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。                                       |                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |
| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                              | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                  | なかざと ひろほ<br>中 里 弘 穂<br>(戸籍上の氏名：青山 弘子)<br>(1952年4月17日)<br>再任 社外<br><社外取締役在任年数><br>5年(本総会終結時) | 1996年2月 有限会社マナーコンサルティング代表取締役<br>2009年4月 愛知産業大学造形学部 准教授<br>2010年4月 福井県立大学経済学部 准教授 キャリアセンター副センター長<br>2014年4月 福井県立大学キャリアセンター 教授 副センター長<br>2016年12月 当社社外取締役(現任)<br>2018年4月 福井県立大学キャリアセンター 特命教授 副センター長<br>2021年4月 有限会社キャリアデザイン代表取締役(現任)<br>福井県立大学地域経済研究所客員研究員(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>有限会社キャリアデザイン代表取締役<br>福井県立大学地域経済研究所客員研究員 | 一株             |
| [社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要]<br>長年にわたり社員教育のコンサルタントとして各方面で活躍され、また、大学においては教授・客員研究員を歴任してこられました。直接企業経営に関与された経験はありませんが、当社の接客技術の向上並びに女性の能力を最大限に発揮できる企業にするために、当社の経営に対し様々なご意見を数多く頂戴しております。今後も、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上のために、独立した立場から有用な助言をいただけるものと判断・期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。 |                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 市橋信孝氏及び中里弘穂氏は社外取締役候補者であります。当社は、市橋信孝氏及び中里弘穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう現行定款第29条において、業務執行を行わない取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより市橋信孝氏及び中里弘穂氏と同契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額としております。
4. 当社は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその業務遂行のために行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されるものとなります。
- ただし、犯罪行為や被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害等は填補されない等の免責事項があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。
- 各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

### 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1997年12月19日開催の当社第16期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、2016年12月19日開催の当社第35期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額150百万円以内（発行又は処分される当社普通株式の総数は各事業年度150,000株を上限とする。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、パフォーマンス・シェア・ユニット制度（業績連動型株式報酬制度。以下、「本制度」という。）を導入いたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役に對して、本制度に基づき、複数年度における業績等の達成度に応じて支給をする当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び当社普通株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭（以下、「金銭」という。）である「パフォーマンス・シェア・ユニット」を新たに支給いたしたいと存じます。対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権及び金銭は、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、各対象期間（下記(1)にて定義される。）につき100百万円以内といたします。

各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定することといたします。パフォーマンス・シェア・ユニットの支給は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告11頁～12頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう本株主総会終結後の当社取締役会において所要の変更を行うことを予定しております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、従来の譲渡制限付株式に関する報酬等の定めを廃止することとし、以後、当該報酬等の定めに基づく譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の割当ては行わないことといたします。

現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

## 記

### 本制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）の内容

対象取締役に対して、連続する2～5事業年度からなる業績評価期間（以下、「対象期間」という。）の経過後、当該対象期間における業績等の数値目標（予め当社指名報酬委員会での審議を経て決定される。）の達成度に応じて、当社普通株式及び金銭を報酬として支給いたします。したがって、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して、これらを支給するか否か、交付する当社普通株式の数（以下、「交付株式数」という。）並びに当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の額はいずれも確定しておりません。

また、初回の対象期間は、2022年9月20日で終了する事業年度から2024年9月20日で終了する3事業年度（2021年9月21日～2024年9月20日）であり、以後、連続した2～5事業年度を新たな対象期間として本制度を実施することができるものといたします。

#### （1）本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額並びに当社普通株式の総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は各対象期間につき100百万円以内、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数は各対象期間につき50,000株以内とします。なお、本議案の承認日以降、株式分割・株式併合その他割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整できるものといたします。

#### （2）各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、本制度において使用する各数値目標（当初の対象期間においては、経営計画上の指標である売上高営業利益率を目標値とする予定）等、交付株式数及び支給する金銭の額の具体的な算定にあたり必要となる指標を当社指名報酬委員会での審議を踏まえ、決定いたします。

具体的な算定においては、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り上げるものとする。）、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭の額を算定します。なお、各対象取締役に対して①の計算式に基づき算定される数の当社普通株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権及び金銭の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の数並びに金銭報酬債権額及び金銭の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整することといたします。

##### ① 各対象取締役に交付する当社普通株式の数

基準となる株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）×50%

- ② 各対象取締役を支給する金銭の額  
(基準となる株式ユニット数(※1) × 支給割合(※2) - 上記①で算定した当社普通株式の数) × 交付時株価(※3)
- ※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定します。
- ※2 各対象期間の各数値目標等の達成率等に応じ、0～200%の範囲で当社取締役会において決定します。
- ※3 各対象期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値)を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

### (3) 交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に当社普通株式を交付するものとします。なお、当社普通株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は交付時株価とします。

- ① 対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役その他当社取締役会が定める役職にあったこと(※)
  - ② 一定の非違行為がなかったこと
  - ③ 当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること
- ※ 対象期間中に新たに就任した対象取締役については、対象期間における就任時からの在任期間に応じて按分した株式ユニット数に応じた金銭報酬債権及び金銭を支給いたします。

### (4) 組織再編等における取扱い

対象期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編が当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当該対象期間に係る当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭を支給しないものとしたします。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記と同様の制度を導入する予定です。

以 上

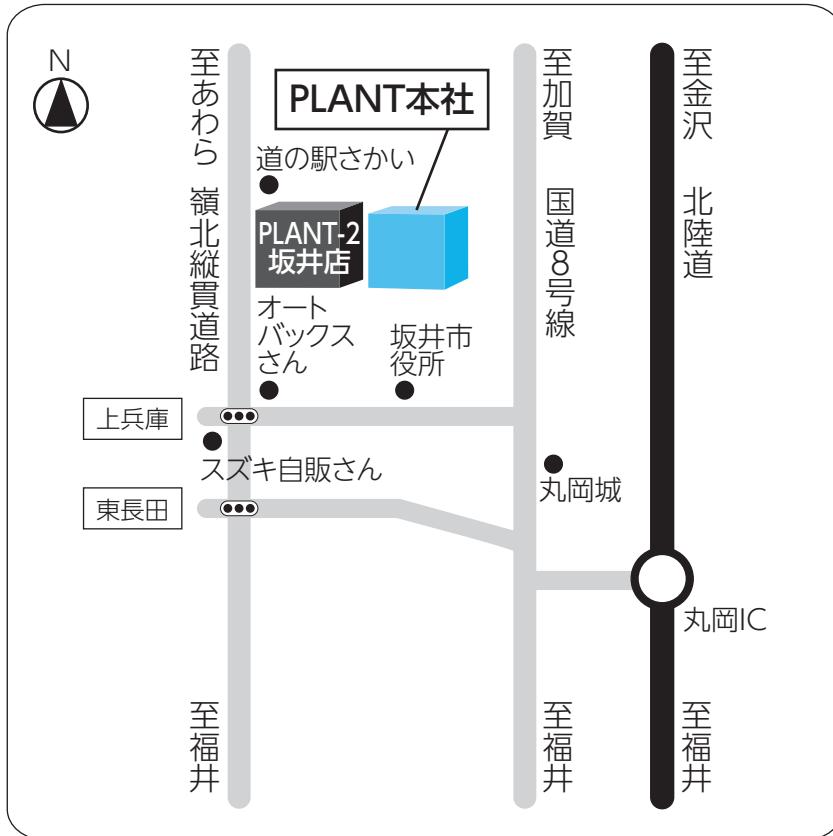
メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

# 会場ご案内図

株式会社**PLANT** 本社

☎919-0521 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1  
T E L (0776) 72-0300(代)



J R ご利用の場合  
北陸本線「芦原温泉駅」よりタクシーで約15分